

～激動するシンガポールの動向と対策を徹底解説！～

シンガポールで勝ち抜くための雇用法・労務問題・人材育成 徹底対策セミナー

第1部 シンガポール雇用法改正 ～法律改正にむけて今からすべきこと～

2019年4月1日、雇用法の大改正が予定されています。今まで原則的に雇用法の対象外であった、いわゆる PME (Professionals, Managers and Executives) が雇用法の対象になり、加えて、雇用法の中でも特に保護される労働者の範囲が広がります。その結果、傷病休暇や残業代支払い等、雇用法上の様々な権利を新たに付与しなければならない労働者が大幅に増える ことが見込まれています。

シンガポールは諸外国や日本に比べ、雇用者側に有利な雇用法制であると言われて続けてきましたが、近年では労働者保護のための新たな政策が次々と取られており、今回の改正も労働者保護のための改正が予定 されています。このような状況を踏まえ、日本企業にとって、シンガポールで事業を継続していくうえで雇用問題は特に注意すべき課題になっているといえます。特に、労働法の改正を把握せずに知らない間にシンガポールの雇用法違反の状態が長年続いていた といった相談や、逆に支払わなくてもよかった賃金を労働者に支払い続けていたり、解雇の際に思いもよらない多額の退職金を支払うはめになったり という相談が多く寄せられています。本セミナーでは、シンガポールでの数多くの労務相談をうけ、労使間のトラブルを解決に導いてきた経験から導き出される これからの労務戦略、今後のシンガポール雇用法改正を受けて、どのような就業規則・雇用契約を締結するべきか を解説いたします。法制度理解はもちろんのこと、実際に紛争にまで発展してしまった労使問題もご紹介し、その予防策を共有いたします。

第2部 OKR・1on1・ティール組織を解説！～最新型人材教育研修プログラム「あした式」～

企業に対して「従業員の生産性向上」を求めるシンガポール政府の温度感は年々高まってきています。その中で、従業員を適切に育成していることが認められない企業はビザ所得にも影響が発生し、経営の根幹に関わる問題となってきました。旧来型の日本式のやり方を行なっているが故に、ナショナルスタッフの育成や定着に課題を抱える企業が非常に多く、今後の現地化に向け、組織運営の見直しが大きな課題となってきました。

本セミナーでは、最新のシンガポールの時代背景や、エンゲージメントを高めるためのポイントと併せ、Google や Facebook を初めとするグローバルカンパニーが取り入れている OKR や 1on1、新しい組織のあり方として注目を集めているティール組織の解説、それらを内包した最新の人材教育研修プログラムのご紹介 をさせていただきます。現地法人の業績向上を目指すために欠かせない「ナショナルスタッフの育成」に向けて、どのような仕組みや組織運営が必要なのか？これまで世界 1,300 社の実績を持つあしたのチームが業績向上に向かう仕組み作りの作り

方をご紹介します！時代背景に沿った最新の仕組みを取り入れ、他社の一步先を行く組織運営を実現しましょう！

【セミナー内容】

・第1部

- 1) 2019年雇用関係をめぐる法改正の概要
- 2) 雇用法対象者の範囲の拡大-今からすべき準備とは？
- 3) 就労ビザ取得の最低賃金アップ-就労ビザを取るために陥りがちな失敗とは？
- 4) 紛争窓口の一体化-訴えられない解雇の方法とは？

・第2部

- 1) 旧態依然とした日本型人事の課題
- 2) グローバル人事の課題（グローバルの中の日系企業）
- 3) 最新のシンガポール人事の時代背景
- 4) 従業員エンゲージメントの解説とエンゲージメントを高める3要素
- 5) OKR、1on1、ティール組織の特徴と効果
- 6) OKR、1on1、ティール組織を内包したクラウド型教育プログラム「あした式」とは
- 7) 人材育成を実現するクラウドシステム「コンピテンシークラウド」紹介

シンガポールにおける労働法・労使関係・人材育成について、以下のような考え方／課題を持っている方におススメです！

-
- 労働法改正は改正法が施行された後で対応すれば問題ない
 - 日本の子会社なので日本と同様の就業規則・労働契約を締結しておけば良い
 - 労務処理はシンガポールの状況をよく理解しているシンガポール人に一任しておけば問題ない
 - シンガポールではいつでも簡単に労働者を解雇できるだろう
 - 人材育成は研修で行ってきたが、効果が不十分であると考えている。
 - 社員の育成、生産性を向上させたいが、どのようなやり方で行えば良いか分からない
 - 人事戦略は採用のみで十分であると考えている。
 - 一定数の離職が発生しており、その補充のために採用活動を頻繁に行なっている。
 - 現地化に向けて、未来の管理職の育成が急務である。
-

【開催日時】

11月8日（木）13：30～16：30（13:00開場）

【会場案内】

- ◆会場 : Hilton Singapore, Vista Rooms 2・3, Level 3
- ◆所在地 : 581 Orchard Road, Singapore 238883
- ◆アクセス : MRT Orchard 駅 (ION Orchard ショッピングセンターの地下通路経由にて Orchard Road/Paterson Road 出口より地上へ上がり、Orchard Road 沿いに徒歩 3 分)

<講演者情報>

●第 1 部 2019 年シンガポール雇用法改正

～法律改正にむけて今からすべきこと～

講演者 : 山本 裕子 (One Asia Lawyers Group; JLC Advisors LLP)

兵庫県神戸市出身。日本法弁護士、シンガポール外国法登録弁護士。

名古屋大学、神戸大学法科大学院卒。

2017 年より、One Asia Lawyers Group; JLC Advisors LLP にて、勤務。

数多くの労務案件を担当する。就業規則・雇用契約のレビュー、解雇・賃金問題、労使間訴訟案件のセカンドオピニオンまで幅広く扱う。

また、これらの経験を活かし、東京第一弁護士会や日本の複数の大学研究機関に対して、シンガポール労働法講義の提供を多数行った実績を有する。

●第 2 部 OKR・1on1・ティール組織を解説!

～最新型人材教育研修プログラム「あした式」～

講演者 : 吉野 智也 (Tomorrow's Team Singapore Pte. Ltd. Manager)

大学卒業後、大手商社にて法人営業、電子決済事業、コンテンツ事業など多岐に渡る業務に従事。

2016 年、あしたのチームに入社。

2018 年より同社シンガポール法人「Tomorrow's Team Singapore Pte. Ltd.」の Sales Manager に就任。

営業・制度構築・運用支援 全般を担当。

これまで国内外において 100 社に及ぶ評価制度の改革に携わる。

青山学院大学 経済学部卒。

【詳細内容】

◆参加費 : 無料

◆定員 60 名

◆お申し込み方法 :

下記 URL のお申し込みフォームにて必要事項をご記入頂き、ご送信ください。

<https://goo.gl/EPhMlu>